

協調学習

エキスパート活動 班別学習Ⅰ

3班（A・B・C）で、班毎にしらべ学習を行う。

A (9) 1 穴澤 6 榎本 7 小川 12 佐藤龍 13 田端
18 高橋 19 武内 24 正木 25 松元

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/h22_manga/index.html

文化庁HP — 著作権 — **マンガでわかる著作物の利用**

- ・ ホームページで宣伝の巻
 - A 自分たちで作る
 - B ホームページ制作会社に委託
- ・ イメージキャラクター募集の巻
 - A プロデザイナーによるコンペ
 - B プロアマ問わず一般公募
- ・ 音楽ライブ開催の巻
 - A プロのバンド
 - B アマチュアのバンド
- ・ 講演会開催の巻
 - A 基調講演
 - B パネルディスカッション
- ・ 映画コンテストの巻
 - A オリジナル脚本で製作しよう
 - B 脚本家の心配
 - C 過去の映画をみよう

B (9) 2 石川 5 伊藤 8 小川大 11 佐藤樹 14 豊田
17 酒田 20 田中 23 本多 26 横浜

<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/index.html>

CRIC（公益社団法人著作権情報センター）HP — 著作権Q&A

— **著作権って何？（はじめての著作権講座）**

- ・ 著作権は身近なルール
- ・ 著作権にはどんな種類がある？
- ・ 著作権にはどんな権利がある？
- ・ 著作権の保護期間はどれだけ？
- ・ 著作権隣接権とは？
- ・ 外国の著作物の保護は？
- ・ 著作物の正しい使い方は？
- ・ 著作物が自由に使える場合は？
- ・ 著作物を無断で使うと？

C (8) 3 磯田 4 一色 9 齋藤 10 佐々木 15 大城
16 加藤 21 寺崎 22 中川

<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/ref.asp>

文化庁HP — 著作権 — 著作権なるほど質問箱（Q&A）

— **関連用語** （・あ・か・さ・た・な・は・ま・やらわ行）

シグソー活動 班別学習Ⅱ

エキスパート活動の時の班を再編成して新たに3班編成を行う。

エキスパート活動で調べた学習内容を他の班だった生徒にお互いに教えあう。

A (8)	1	穴澤	6	榎本	10	佐々木	14	豊田	18	高橋
	22	中川	23	本多	26	横浜				

B (9)	2	石川	4	一色	7	小川	9	齋藤	11	佐藤樹
	13	田端	15	大城	17	酒田	19	武内		

C (9)	3	磯田	5	伊藤	8	小川大	12	佐藤龍	16	加藤
	20	田中	21	寺崎	24	正木	25	松元		

クロス・トーク

発表及び質疑応答

エキスパート活動・シグソー活動の調べ学習の成果を発表する。

発表や質疑応答を通じて、プレゼンテーション能力を高めるとともに、言語活動の充実を図る。

調査テーマ

「著作権に関する基礎用語を調べる」

調査内容

関係する法令（**法第**条）や資料が掲載されていたHPの名称やアドレス、印刷物の場合は作者名、著作物のタイトル、出版社名など、引用の出所を必ず記入すること。

著作権法

32条 引用 公表された著作物は、引用して利用することができる。公正な慣行に合致し、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。
（東京法令 商業法規便覧 LEGAL GUIDE 2012）

公正な慣行

「引用」とは、例えば自説を補強するために自分の論文の中に他人の文章を掲載しそれを解説する場合のことをいいますが、法律に定められた要件を満たしていれば著作権者の了解なしに利用することができます(第32条)。

この法律の要件の中に、「公正な慣行に合致」や「引用の目的上正当な範囲内」のような要件があるのですが、最高裁判決（写真パロディ事件第1次上告審 昭和55.3.28）を含む多数の判例によって、広く受け入れられている実務的な判断基準が示されています。

例えば、[1]主従関係：引用する側とされる側の双方は、質的量的に主従の関係であること [2]明瞭区分性：両者が明確に区分されていること [3]必然性：なぜ、それを引用しなければならないのかの必然性が該当します。

（文化庁HP 著作権なるほど質問箱（著作権Q&A） 「引用が認められる条件」より抜粋）

知的財産権

新しい発明・考案や著作など、人間の考え出した無形のものが経済的な利益のもとになりうる場合の、その利益に対する支配権のこと。

（実教出版 教科用図書 経済活動と法 p34 「3-知的財産権」より抜粋）

産業財産権と著作権の違い

最近、知的財産権(知的所有権)という言葉がよくクローズアップされていますが、これは大きく二つに分けることができます。一つは特許権、実用新案権、意匠権、商標権といった「産業財産権(工業所有権)」です。そして、もう一つが文化的な創作物を保護の対象とする「著作権」で、これは著作権法という法律で保護されています。

文化的な創作物とは、文芸、学術、美術、音楽などのジャンルに入り、人間の思想、感情を創作的に表現したもので、著作物といえます。また、それを創作した人が著作権者です。

産業財産権(工業所有権)は、登録しなければ権利が発生しません。これに対して著作権は、権利を得るための手続きを何ら必要としません。著作物を創作した時点で自動的に権利が発生(無方式主義)し、以後、著作権者の死後50年まで保護されるのが原則なのです。著作権に対する理解と保護の度合いは、その国の文化のパロメーターといわれています。それだけに、著作権とは何か、なぜ大切なのかをもっと知ることが必要です。



（著作権って何？著作権Q&A公益社団法人著作権情報センターCRIC HPより転載）

協調学習

エキスパート活動 班別学習 I

班 番 名前

調査テーマ 班

学習内容

協同学習
シグソー活動 班別学習Ⅱ

班 番 名前

調査テーマ 班

学習内容

協調学習
シグソー活動 班別学習Ⅱ

班 番 名前

調査テーマ 班

学習内容

協調学習
クロストーク

班 番 名前

調査テーマ 班

学習内容

調査テーマ 班

学習内容

調査テーマ 班

学習内容